

区分	利用料金の額(1時間につき)					
	土曜日及び日曜日以外の日の午前9時から午後9時まで			土曜日及び日曜日の午前9時から午後9時まで		
	利用者が営利を目的として許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が許可施設を利用する場合(社会福祉に関する事業(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(以下、この表で「規則」という。)で定めるものに限る。)を行うために許可施設を利用する場合を除く。)	社会福祉に関する事業 その他公益的な事業を主たる事業として営む法人その他の団体(法人にあっては県内に主たる事務所を有するものに、法人以外の団体にあっては県内に居住する者を主たる構成員とするものに限る。)であって、これらのものが社会福祉に関する事業(規則で定めるものに限る。)を行うために許可施設を利用する場合	その他の場合	利用者が営利を目的として許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が許可施設を利用する場合(社会福祉に関する事業(規則で定めるものに限る。)を行うために許可施設を利用する場合を除く。)	社会福祉に関する事業 その他公益的な事業を主たる事業として営む法人その他の団体(法人にあっては県内に主たる事務所を有するものに、法人以外の団体にあっては県内に居住する者を主たる構成員とするものに限る。)であって、これらのものが社会福祉に関する事業(規則で定めるものに限る。)を行うために許可施設を利用する場合	その他の場合
多目的ホール	14,330 円	3,580 円	7,170 円	17,910 円	4,480 円	8,960 円
スポーツ室	4,400 円	午前9時から 午後5時まで 780 円	午前9時から 午後5時まで 780 円	5,510 円	午前9時から 午後5時まで 780 円	午前9時から 午後5時まで 780 円
		午後5時から 午後9時まで 1,100 円	午後5時から 午後9時まで 2,200 円		午後5時から 午後9時まで 1,380 円	午後5時から 午後9時まで 2,760 円
介護研修室	3,720 円	930 円	1,870 円	4,670 円	1,170 円	2,340 円
高齢者能力開発室	2,200 円	560 円	1,100 円	2,750 円	690 円	1,370 円
調理実習室	3,080 円	780 円	1,540 円	3,860 円	960 円	1,930 円
研修室A	4,400 円	1,100 円	2,200 円	5,510 円	1,380 円	2,760 円
研修室B	880 円	220 円	440 円	1,110 円	280 円	560 円
研修室C	630 円	160 円	310 円	800 円	200 円	400 円
研修室D	1,520 円	390 円	770 円	1,910 円	480 円	950 円
多目的和室	1,340 円	340 円	670 円	1,680 円	420 円	840 円

備考

- 1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後9時まで」には、午前9時から午後9時までの間以外の時間に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。
- 4 許可施設の利用について冷暖房設備を利用する場合は、各許可施設の利用料金の額に、多目的ホールにあっては200円、その他の許可施設にあっては100円を加算した額をもって利用料金の額とする。
- 5 利用料金には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を含むものとする。